

相続手続に欠かせない公的機関等への照会 ～証券保管振替機構への照会～ その4

今回から「相続手続に欠かせない公的機関等への照会」をシリーズで解説しています。今回は、証券保管振替機構へ登録済加入者情報の開示請求について解説します。

## 1. 制度の概要

登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、上場株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認することができる制度です。

確認できる情報は、上場株式等の口座が開示時点において開設されている証券会社、信託銀行等の一覧で、上場株式等の銘柄名、取引履歴、保有残高などについてはそれぞれの証券会社に問い合わせることになります。

### ● 開示請求によって確認できる情報/できない情報

確認できる情報	① 上場株式等（※1）の口座が開示時点で開設されている証券会社、信託銀行等の一覧 ② 担保の受入れ及び差入れに関する情報	※1 金融商品取引所に上場されている内国株式、新株予約権、新株予約権付社債、投資口（REIT）、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権（ETF）、受益証券発行信託受益権（JDR）等
確認できない情報	① 上場株式等の取引履歴、保有残高（※2） ② 非上場株式等、外国株式等（※3）の口座が開設されている証券会社、信託銀行等の一覧	※2 上場株式等の保有残高等については、開示請求の結果を基に、各証券会社、信託銀行等に直接お問い合わせください。 ※3 非上場の投資信託受益権、外国株式、国債、社債等

相続人等請求分（被相続人の口座を調査する場合）、1件6,050円（税込）が必要です。

なお、法務局発行の法定相続情報一覧図（原本）を提出する場合は、1,100円（税込）割引されます（令和5年3月現在）。

この照会制度を利用することで、被相続人が生前に証券会社に口座を開設し、上場株式等が残されたままの証券会社の口座の有無の確認に役立ちます。

なお、開示請求は、氏名及び住所で検索されるので、戸籍の附票などから現住所だけでなく旧住所も含めて請求するようにします。

また、結婚・養子縁組などで姓が変更になっている場合には、現姓だけでなく、旧姓でも請求しなければ確認もれになる可能性が考えられます。

## 2. 登録済加入者情報通知書見本

### 登録済加入者情報通知書

2019年7月3日  
株式会社 証券保管振替機構

※  
<名寄せ状況に関する情報>  
株主名簿管理人への通知番号

株主等照会コード	株主名簿管理人の名称
00 03-804 6105	東京証券代行株式会社
00 04-261 9630	日本証券代行株式会社
00 22-451 0849	三菱UFJ信託銀行株式会社
00 24-721 5852	みずほ信託銀行株式会社
00 28-131 5139	三井住友信託銀行株式会社

株主等照会コード	株主名簿管理人の名称
00 71-27 344	株式会社アイ・アールジャパン

名寄せされている加入者の口座

加入者口座コード	口座を開設している口座管理機関の名称
0 38-60-00 051 ※	三菱UFJ信託銀行株式会社
0 38-60-02 044 ※	三菱UFJ信託銀行株式会社
0 38-60-07 073 ※	三菱UFJ信託銀行株式会社
0 34-63-04 1752 ※	三井住友信託銀行株式会社
1 16-60-20 1700	豊田証券株式会社
1 36-60-10 2000	みずほ証券株式会社
1: 10-60-13 0010	大和証券株式会社
1: 10-60-02 0010	大和証券株式会社
1: 28-60-40 0000	SMB C日興証券株式会社
1: 10-60-06 900	野村證券株式会社

加入者口座コード	口座を開設している口座管理機関の名称
----------	--------------------

信託銀行の加入者口座コード番号は、1銘柄ごとに表示されることから、特別口座に保管されている株式について確認することができます。

信託銀行に電話で問い合わせると、照会した株式以外の株式がある場合には、信託銀行から教えてもらうことができる信託銀行と、照会した株式についてだけしか回答しない信託銀行があります。

そのため、証券保管振替機構で照会した加入者口座コード番号との突合せが必要です。